

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○ 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条、第三条、第七条関係）			
事業の種類 第一種事業の 要件 第二種事業の 要件 法律の 規定	一～四 （略）	一～四 （略）	一～四 （略）
	五法第 二条第 二項第 一号ホ に掲げ る事業 の種類	イヌ （略）	イヌ （略）
	ル 出力が四 万キロワッ ト以上であ る太陽電池 ト未満である	出力が三万キ ロワット以上 四万キロワッ ト未満である	出力が三万キ ロワット以上 四万キロワッ ト未満である

<p>工 事 の 事 業 の 設 置 の 所 の 風 力 発 電 の 事 業 </p>	<p>ワ  出 力 が 一  万 キ ロ ワ ツ  ト 以 上 で あ  る 風 力 発 電  の 設 置 の 所 の 風 力 発 電  の 事 業 </p>	<p>発 電 所 の 設  置 の 工 事 の  事 業 </p>
<p>事 業 の 設 置 の 工  事 の 事 業 </p>	<p>出 力 が 三 万 キ  ロ ワ ツ ト 以 上  四 万 キ ロ ワ ツ  ト 未 満 で あ  る 発 電 設 備 の 新  設 を 伴 う 太 陽  電 池 発 電 所 の  変 更 の 工 事 の  事 業 </p>	<p>太 陽 電 池 発 電  所 の 設 置 の 工  事 の 事 業 </p>

<p>工 事 の 事 業 の 設 置 の 所 の 風 力 発 電 の 事 業 </p>	<p>ル  出 力 が 一  万 キ ロ ワ ツ  ト 以 上 で あ  る 風 力 発 電  の 設 置 の 所 の 風 力 発 電  の 事 業 </p>
<p>事 業 の 設 置 の 工  事 の 事 業 </p>	<p>出 力 が 七 千 五  百 キ ロ ワ ツ ト  以 上 一 万 キ ロ  ワ ツ ト 未 満 で  あ る 風 力 発 電  の 設 置 の 工  事 の 事 業 </p>

六十三 (略)		カ 出力が一 万キロワッ ト以上であ る発電設備 の新設を伴 う風力発電 所の変更の 工事の事業
(略)		出力が七千五 百キロワッ ト以上一万キ ロワット未 満である発 電設備の新 設を伴う風 力発電所の 変更の工事 の事業
(略)		

別表第二（第十三条関係）

一十五 (略)	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要 しない修正の要件
(略)			

六十三 (略)		キ 出力が一 万キロワッ ト以上であ る発電設備 の新設を伴 う風力発電 所の変更の 工事の事業
(略)		出力が七千五 百キロワッ ト以上一万キ ロワット未 満である発 電設備の新 設を伴う風 力発電所の 変更の工事 の事業
(略)		

別表第二（第十三条関係）

一十五 (略)	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要 しない修正の要件
(略)			

一〇十四 (略)	対象事業の区分	事業の諸元	対象事業 に該当する のワ又はカ	十六 別表第一の五の項	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	対象事業実施 区域の位置	十七〇二十 (略)		
									対象事業 実施 区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
(略)	対象事業の区分	事業の諸元	対象事業 に該当する のワ又はカ	十六 別表第一の五の項	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	対象事業実施 区域の位置	十七〇二十 (略)		

別表第三（第十八条関係）

一〇十四 (略)	対象事業の区分	事業の諸元	対象事業 に該当する のワ又はカ	十六 別表第一の五の項	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	対象事業実施 区域の位置	十六〇十九 (略)		
									対象事業 実施 区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
(略)	対象事業の区分	事業の諸元	対象事業 に該当する のワ又はカ	十六 別表第一の五の項	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	対象事業実施 区域の位置	十六〇十九 (略)		

別表第三（第十八条関係）

十七 ～ 二十  (略)	十六 別表第一の五の項のワ又はカに該当する対象事業			十五 別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業	
	(略)	(略)	(略)	発電所の出力	対象事業実施区域の位置
(略)	(略)	(略)	(略)	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

十六 ～ 十九  (略)	十五 別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業			
	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

